

潟上市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(令和5年10月17日現在・五十音順)

氏名	役職	備考
いけむら よしみち 池村 好道	白鷗大学法学部長・教授 秋田大学名誉教授	
すずき よしなり 鈴木 義也	司法書士	
てらさわ しゅうへい 寺沢 修平	弁護士	

(任期 令和4年10月8日から令和6年10月7日まで)

会長及び副会長の選出について

潟上市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（抄）

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。
- 3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審査会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。